

# 献血推進調査会設置要綱

## (目的)

第1条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)において、血液製剤の安定供給の確保が求められていることを踏まえ、献血推進方策に係る諸事項を調査審議することを目的として、薬事審議会規程第4条に基づき、血液事業部会の下に「献血推進調査会」(以下「調査会」という。)を設置する。

## (調査会の審議事項)

第2条 調査会は、以下に掲げる事項を検討する。

- 一 献血推進に関する中長期目標の設定及びその達成状況の評価
- 二 普及啓発活動に関する検討及び効果の検証
- 三 「献血推進計画」案の策定
- 四 その他の献血推進に関する事項

## (調査会の組織)

第3条 調査会は、委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の中から審議会長が指名する15名程度の調査員をもって構成する。

2 調査審議にあたっては、議題の内容等に応じて、部会長の判断により他の委員等、日本赤十字社の役職員又は参考人に出席を求めることができる。

## (座長の選任)

第4条 調査会に座長を置き、調査会に属する調査員の互選により選任する。

- 2 座長は、調査会の事務を掌理する。
- 3 座長に事故があるときは、調査会に属する調査員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (調査会の開催)

第5条 調査会は、年2回程度の開催とする。

## (事務局)

第6条 調査会の事務は、医薬局血液対策課が行う。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関して重要な事項は、座長が定める。